

弘前市屋外広告物条例のてびき



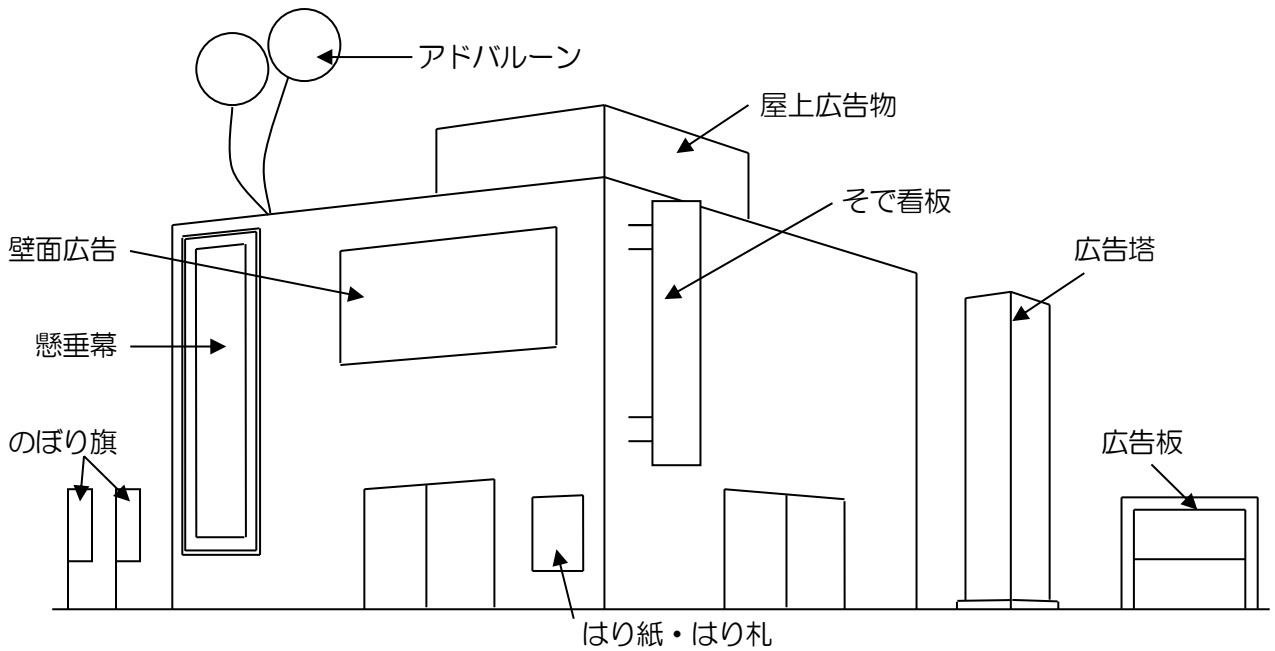
屋外広告物は人々に情報を提供し、街ににぎわいをもたらしますが、無秩序に表示されると、市民共有の財産である良好な景観を阻害し、さらには、公衆に危害を及ぼすおそれもあります。ルールを守って正しく表示しましょう。

もくじ

1.	「屋外広告物」とは？	・・・2ページ
2.	設置のフロー	・・・2ページ
3.	禁止広告物・禁止物件	・・・3ページ
4.	許可制度	・・・3ページ
5.	禁止地域・許可地域	・・・4ページ
6.	適用除外	・・・5ページ
7.	許可の基準	・・・6ページ
8.	上乗せの基準	・・・7ページ
9.	その他の関係法令	・・・10ページ
10.	事前協議	・・・10ページ
11.	手続きについて	・・・11ページ
12.	安全点検	・・・11ページ
13.	手数料・許可期間一覧	・・・12ページ
14.	違反に対する措置	・・・12ページ

1. 「屋外広告物」とは？

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示又は掲出される」ものです。はり紙などの簡易なものや、自分の敷地内のもの、営利目的でないものも含まれます。

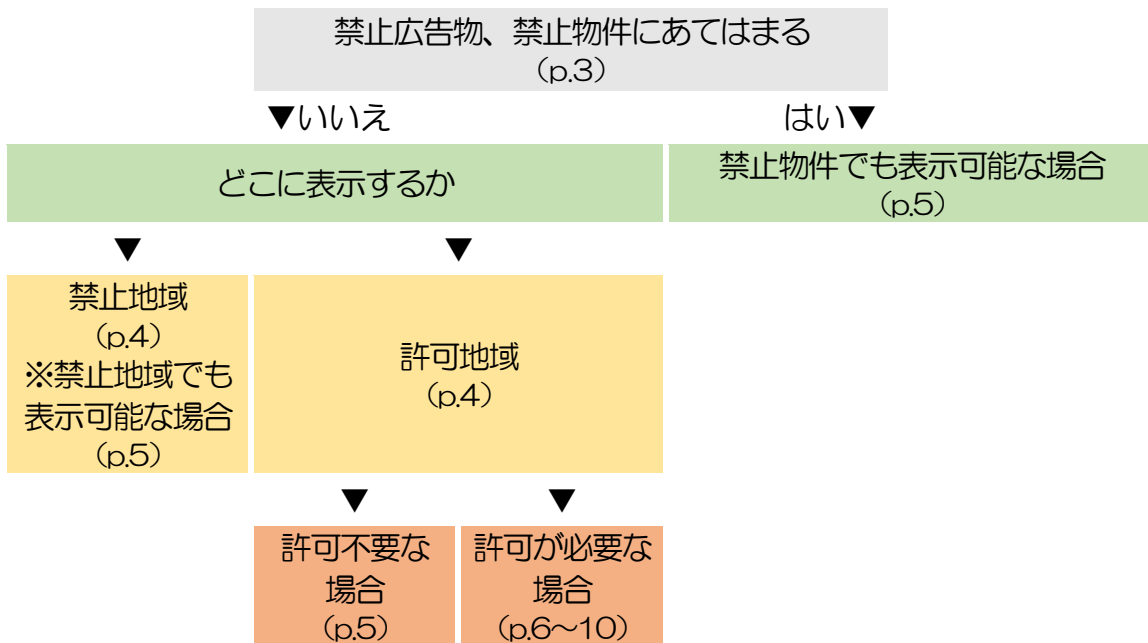


屋外広告物は大切な景観の一部です

弘前市は、景観づくり基本計画である「弘前市景観計画」に基づき、岩木山の眺めなどの良好な景観を、守り、創り、育むことを目指しています。屋外広告物の表示や管理においても、周辺景観との調和に努めましょう。

2. 設置のフロー

屋外広告物を設置するためには、以下のフロー図のような検討・確認が必要です。



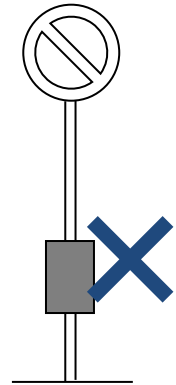
3. 禁止広告物・禁止物件

禁止広告物 表示してはいけない屋外広告物

- 著しく破損したり、老朽化したりしているもの
- 倒壊、落下しているものや、その危険性があるもの
- 信号機や道路標識等の効用を妨げる危険性があるもの
- 道路交通の安全を阻害しているものや、その危険性があるもの

禁止物件 屋外広告物を表示してはいけない物件

- 橋、トンネル、高架構造物、分離帯、擁壁
- 街路樹、信号機、道路標識、道路上の柵、駒止
- 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- 郵便ポスト、電話ボックス
- 路上変電塔、送電塔、送受信塔、照明塔
- 煙突、ガスタンク、水道タンク、石油タンク
- 銅像、神仏像、記念碑
- 国・県・市の記念物に指定された樹木、岩、塚等



※例外的に表示できる場合があります (p.5「(2)禁止物件に表示できる屋外広告物」参照)

4. 許可制度

屋外広告物は、次の2つの分類にわけて許可基準が定められています。

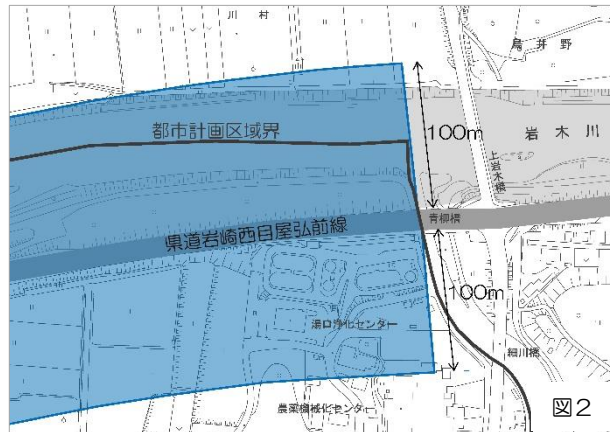
- **自家用広告物** (自分の店舗や事業所のある敷地内にその営業内容等を表示するもの)
→ 一定規模を超えると許可が必要です
- **非自家用広告物** (案内用の看板や、自分の店舗や事業所のある敷地外にある看板など)
→ 全て許可が必要です
※例外的に許可を受けずに表示できる場合があります
(p.5「(1)禁止地域・許可地域で許可を受けずに表示できる屋外広告物」参照)

5. 禁止地域・許可地域

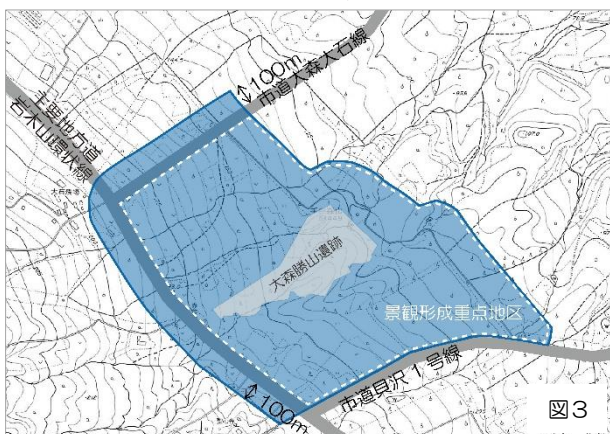
市全域を2つの地域にわけて、屋外広告物の設置を制限しています。

禁止地域 屋外広告物を表示してはいけない地域

- 国道7号（県道弘前平賀線交点以南のみ）（図1参照）、国道102号（新豊橋以东のみ）（図1参照）、県道岩崎西目屋弘前線（都市計画区域外のみ）（図2参照）、東北自動車道とこれらの路肩端から100m以内の区域



- 景観形成重点地区「大森勝山遺跡周辺」と、景観形成重点地区「大森勝山遺跡周辺」に接する主要地方道岩木山環状線、市道大森大石線とこれらの路肩幅から100m以内の区域（図3参照）



- 都市計画法に基づく 第一種・第二種低層住居専用地域
 - 仲町伝統的建造物群保存地区
 - 重要文化財・県重宝・市文化財である建造物の周囲50m以内の区域
【例】誓願寺山門、石場家住宅、弘前教会、昇天教会、百石町展示館、太宰治まなびの家など
 - 国・県・市指定の史跡、名勝
【例】津軽氏城跡（堀越城跡、弘前城跡（弘前城、長勝寺構、新寺構））など
 - 津軽国定公園、岩木高原県立自然公園（都市計画区域を除く）
 - 都市公園法に基づく 都市公園
 - 官公署、学校、図書館、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所の敷地
- ※禁止地域であっても自家用広告物や公衆の利便目的のものは許可を受けて表示できます（p.5「(3)禁止地域で許可を受けて表示できる屋外広告物」参照）

許可地域 屋外広告物の表示に許可が必要な地域

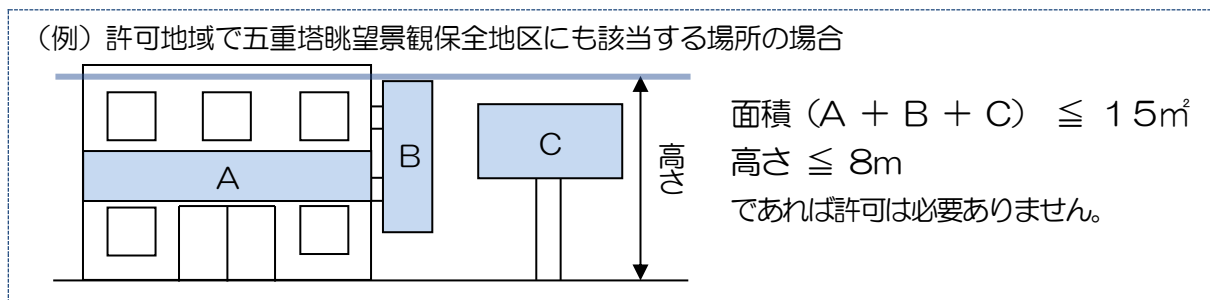
- 禁止地域を除く市全域

6. 適用除外

(1) 禁止地域・許可地域で許可を受けずに表示できる屋外広告物（許可不要）

■ 次のどちらにも当てはまる自家用広告物

- ・ 1事業所あたりの合計表示面積：15㎡以下
禁止地域・景観形成重点地区の場合は7㎡以下
- ・ 高さ（地上から広告物上端まで）：10m以下
五重塔眺望景観保全地区の場合は8m以下



■ 2㎡以下の管理用広告物（自分の管理する土地等に管理の必要上表示するもの）

■ 工事現場の仮囲いに工事期間中に表示するもので営利目的でないもの

■ 冠婚葬祭や地域行事のため一時的に表示するもの

■ 講演会等のため、その会場の敷地内に表示するもの

■ 人、動物、車両、船舶や航空機に表示するもの

※ただし、敷地の所有者等の承諾は必要です。

(2) 禁止物件に表示できる屋外広告物

- 10㎡以下の自家用広告物（禁止物件のうち、路上変電塔・送電塔・送受信塔・照明塔・煙突・ガスタンク・水道タンク・石油タンクに表示する場合に限る）
- 2㎡以下の管理用広告物

(3) 禁止地域で許可を受けて表示できる屋外広告物

■ 上記(1)の規模を超える自家用広告物

※許可の基準（p.6）に適合している必要があります。

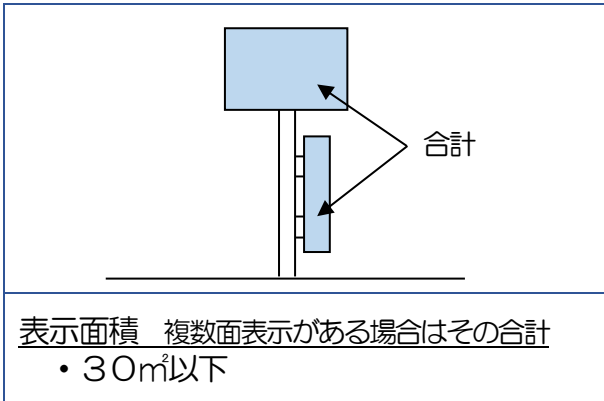
■ 以下の条件を満たす非自家用広告物

- ・ 許可の基準（p.6）に適合していること
- ・ 表示面積は2㎡以下であること
（広告塔、広告板等で複数面表示がある場合はその合計）
- ・ 道標、案内図板、公共掲示板など、公衆の利便のための広告物であること
- ・ 店舗や営業所等へ案内・誘導する目的の場合は、次の基準にも適合していること
 - 表示内容：案内のための必要最小限の事項（案内先の名称、方向、距離等）のみ
 - 個数：4個まで（道路状況により特に必要と認められる場合を除く）

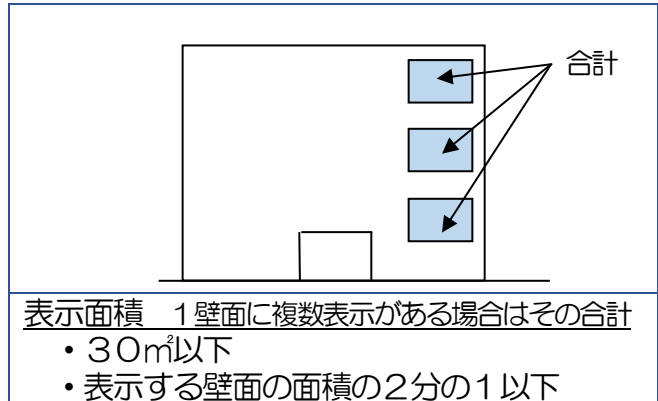
7. 許可の基準

禁止地域の自家用広告物と許可地域の自家用・非自家用広告物の許可基準

■ 広告板・広告塔

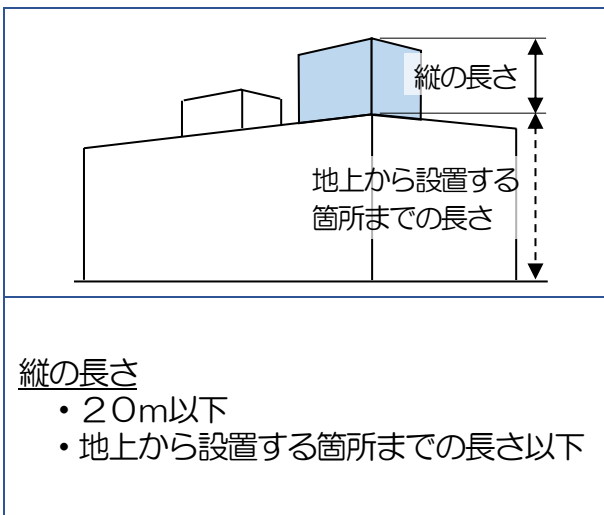


■ 壁面広告

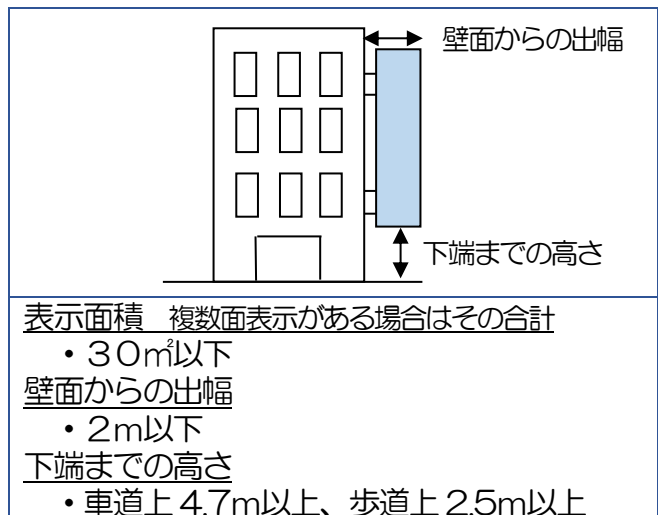


※同じ広告主が複数の非自家用広告物を表示する場合、広告物同士の距離を100m以上離すこと

■ 屋上広告物



■ そで看板

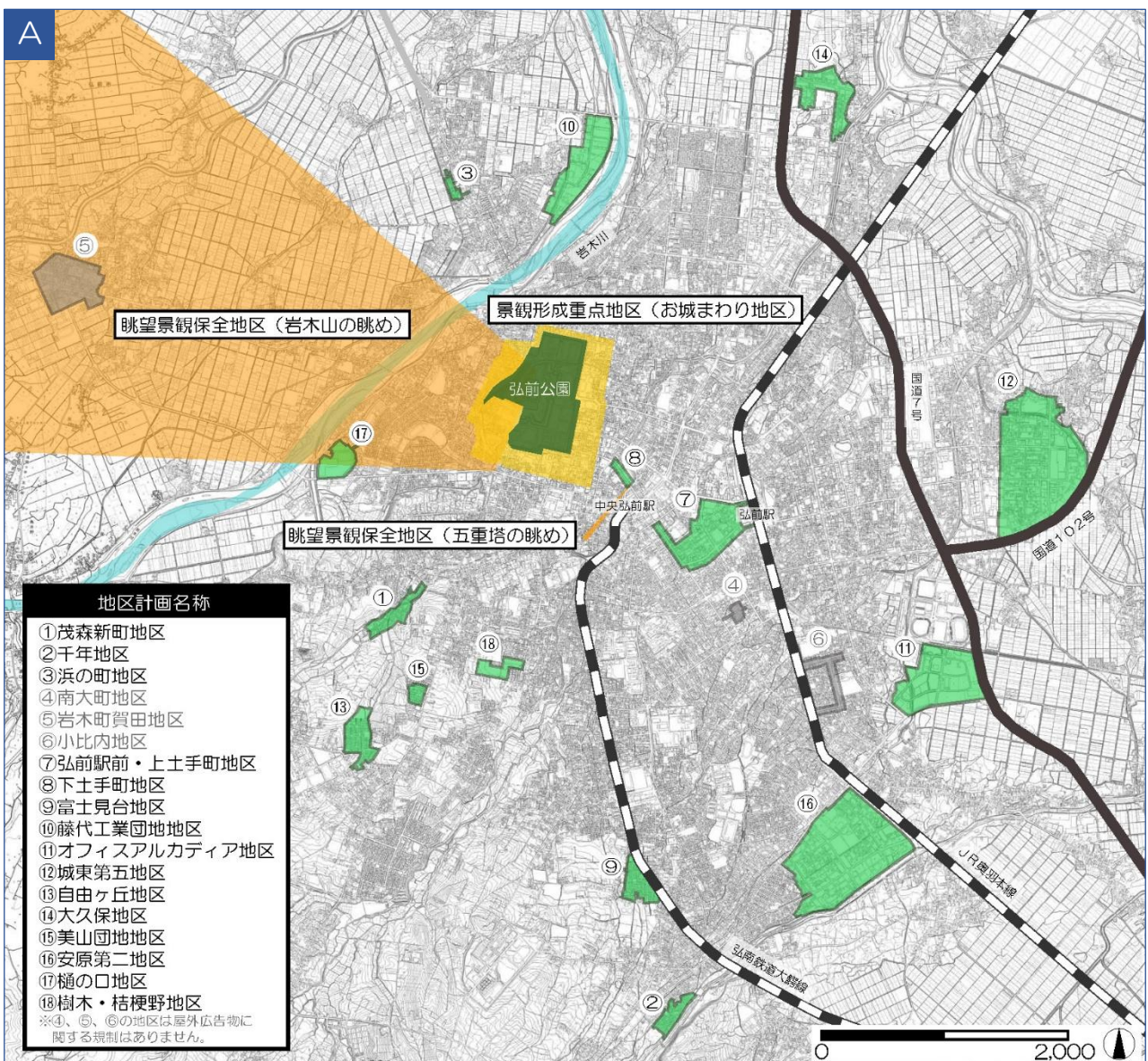
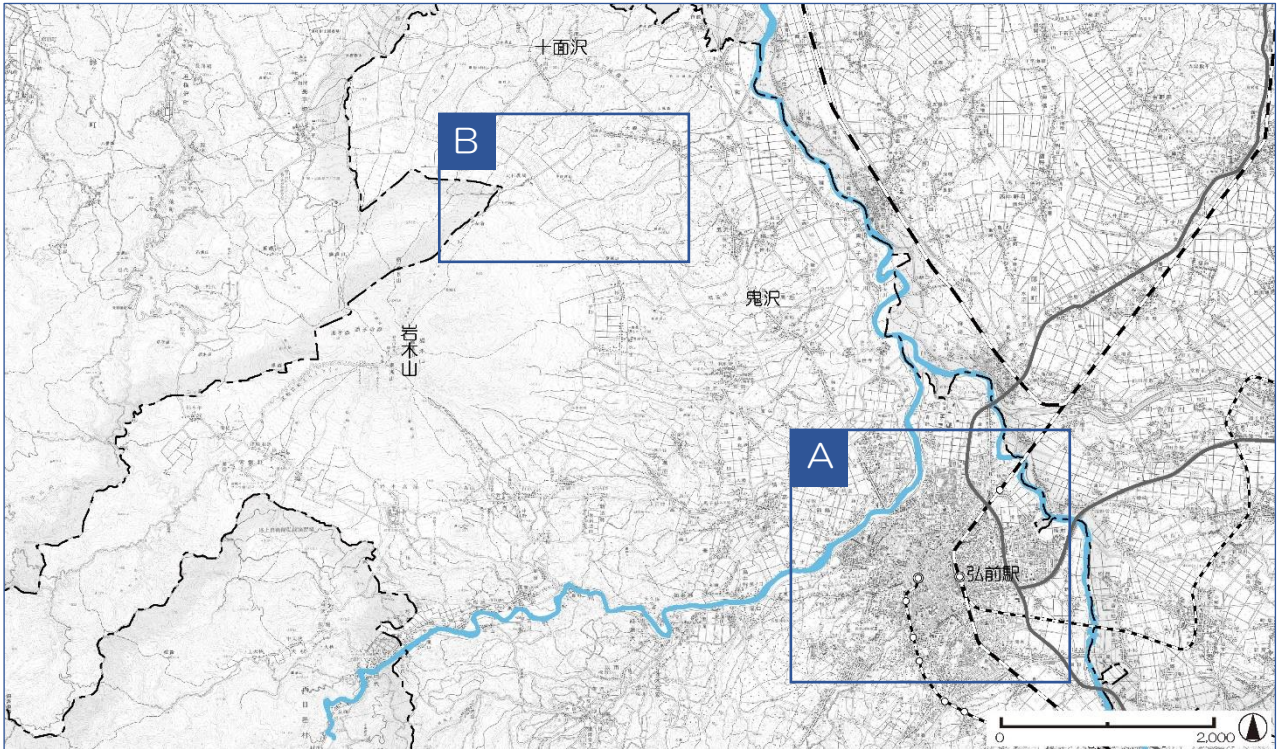


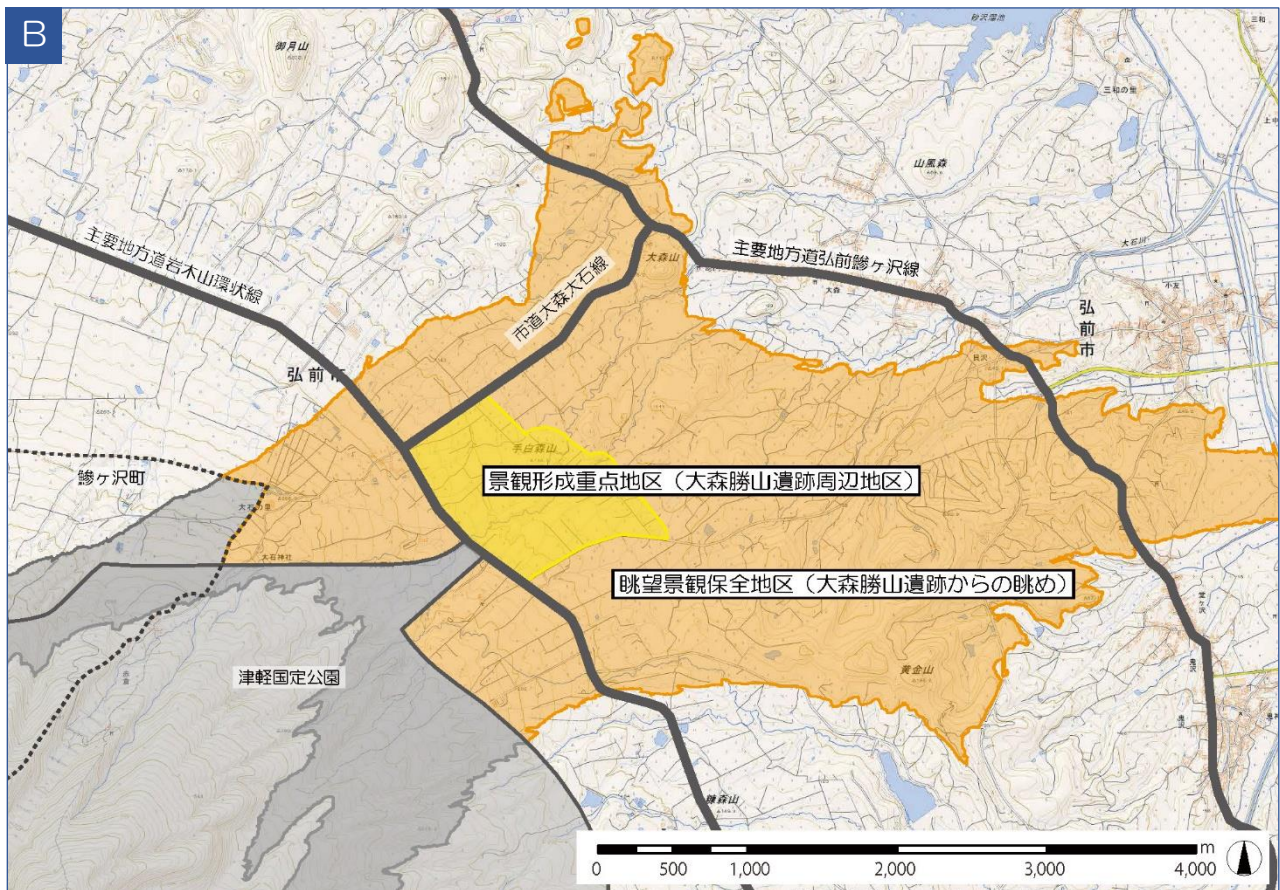
■ その他の屋外広告物

アーチ	表示面積：30㎡以下 下端の高さ：歩道上は2.5m以上、車道上は4.7m以上
下げ看板	表示面積：4㎡以下 下端の高さ：歩道上は2.5m以上、車道上は4.7m以上
電柱等塗装広告 電柱等巻付広告	下端の高さ：1.2m以上 長さ：1.5m以下
電柱等そで看板	出幅：0.5m以下 長さ：1.2m以下 下端の高さ：歩道上は2.5m以上、車道上は4.7m以上
アドバルーン	幅：1.5m以下 長さ：15m以下 気球の高さ：係留場所から50m以下
幕・のぼり旗	幅：1.5m以下 下端の高さ：4.7m以上（道路を横断する場合に限る）
立看板	表示面積：4㎡以下 設置方法：倒壊しないよう固定する 高さ（地上から広告物上端まで）：3m以下
はり紙・はり札	表示面積：1㎡以下 相互間距離：1m以上

8. 上乘せの基準

許可地域・禁止地域の許可基準のほか、さらに許可基準が上乘せされる地区があります。



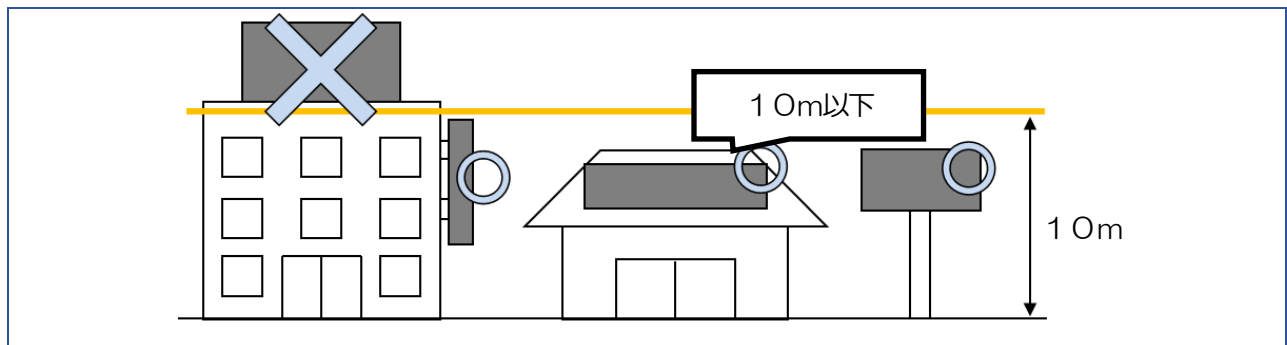


■ 景観形成重点地区（2カ所）

弘前市景観計画に定める、景観づくりを重点的に進めていく地区です。

「お城まわり」と「大森勝山遺跡周辺」が指定されています。

上乗せ基準① 高さ 制限の対象外：都市計画法に基づく商業地域内のもの



上乗せ基準② 色彩 制限の対象外：はり紙・はり札・立看板・幕・のぼり旗・アドバルーン

マンセル値の彩度8を超える色彩は表示面積の2分の1以下

※複数面表示がある場合は、表示面ごとに2分の1以下

上乗せ基準③ 個数 制限の対象外：都市計画法に基づく商業地域内のもの・管理用広告物

地上に建植する広告塔・広告板：1敷地あたり1個まで

そで看板：建物1棟あたり1列まで 屋上広告物：建物1棟あたり1個まで

上乗せ基準④ 面積 制限の対象外：都市計画法に基づく商業地域内のもの

屋上広告物の表示面積は30㎡以下

■ 眺望景観保全地区（3カ所）

弘前市景観計画に定める、眺めの保全を重点的に進めていく地区です。「弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺め」、「蓬莱橋からの最勝院五重塔の眺め」、「大森勝山遺跡からの眺め」が指定されています。

上乗せ基準① 色彩 視点場から見える広告板・壁面広告・広告塔・屋上広告物・そで看板・アーチに限る

マンセル値の彩度8を超える色彩は表示面積の2分の1以下

※複数面表示がある場合は、表示面ごとに2分の1以下

上乗せ基準② 高さ

※高さの上限値は、屋外広告物を表示する場所の標高と視点場からの距離により異なります。詳しくはお問い合わせください。

1. 弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺めを保全する地区

城西大橋から岩木山を眺めたときに、北端の高長根山と南端の森山に挟まれた範囲で、少なくとも愛宕山（橋雲寺を基準）の眺望を確保



▲岩木山の眺望確保範囲

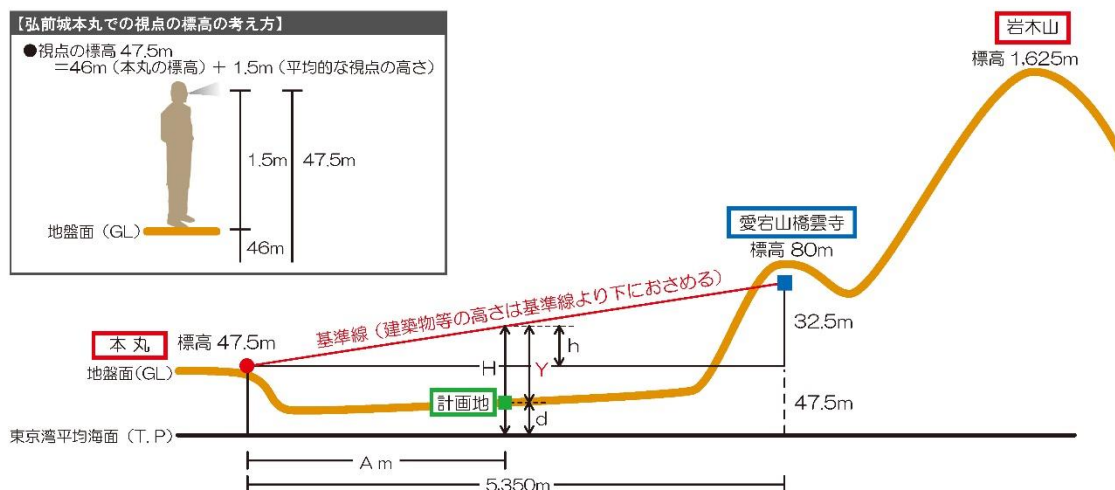
2. 蓬莱橋からの最勝院五重塔の眺めを保全する地区

蓬莱橋から五重塔を眺めたときに、五重塔を中心とした半径20mの範囲で、五重塔の最上部の相輪（尖塔）および四重（上から2層目）の壁面までの眺望を確保

3. 大森勝山遺跡からの眺めを保全する地区

遺跡から周辺360度を眺めたときに、樹木の背景に人工物が見えないよう眺望を確保

参考：高さの限度の求め方（弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺めを保全する地区）



$$Y = (A/5,350 \times 32.5) + 47.5 - d$$

Y：高さの限度 A：弘前城本丸から距離 d：計画地の標高

計画地での基準線の標高 H：(A/5,350 × 32.5) + 47.5

景観形成重点地区・眺望景観保全地区の色彩基準

弘前公園の木々や、山並みの眺めなどから、豊かな四季の移ろいを感じられるよう、花の色よりもけばけばしい色を大量に使用することを避けるため、マンセル値の彩度8を超える色彩の使用は表示面積の2分の1以下とします。一般に面積の2分の1以下である「文字の色」や「アクセント」等には、自由な色使いが可能です。

大切にしたい場所・眺め

景観形成重点地区・眺望景観保全地区の他にも、弘前市景観計画には「大切にしたい場所・眺め」として多くの良好な景観が指定されています。大規模な屋外広告物の場合は、これらへの配慮が特に重要です。

具体的な場所や眺めについては景観計画をご覧ください。

■ 地区計画

地区計画とは、都市計画法に基づき、地区の特性に応じてきめ細やかなルールを定め、これに沿って建物をつくること等により、まちの環境を守り育てる制度です。

弘前市では、現在18地区が対象となっており、このうち15地区について、屋外広告物の表示面積や高さ、色彩等に関する制限等が定められています。

各地区の制限内容は市ホームページでご確認ください。

9. その他の関係法令

屋外広告物条例の他にも、法令の手続きが必要な場合があります。それぞれの手続きには一定の期間が必要なため、早めの確認を行ってください。

- | | | |
|---------------|-------------|---------------|
| • 建築基準法（建築確認） | • 道路法（道路占用） | • 道路交通法（道路使用） |
| • 文化財保護法 | • 自然公園法 | • 風営法 など |

10. 事前協議

周辺景観に大きく影響する大規模な屋外広告物は、許可申請前の設置計画の段階で事前協議の届出が必要です。協議内容をもとに、市から指導や助言を行う場合があります。

事前協議が必要な屋外広告物（次のどちらかに当てはまるもの）

■ 表示面積：15㎡を超えるもの

禁止地域・景観形成重点地区の場合は7㎡を超えるもの

■ 高さ（地上から広告物上端まで）：10mを超えるもの

五重塔眺望景観保全地区の場合は8mを超えるもの

※大規模な屋外広告物であっても事前協議の届出がいらない場合があります

- 地区計画、伝統的建造物群保存地区、国・県・市指定の史跡の区域内に表示する場合
- 表示期間が1ヶ月以下の場合

11. 手続きについて

一度許可を受けても、再度許可申請や届出が必要な場合があります。

許可を受けた屋外広告物の設置が完了したとき	・・・完了届
※はり紙、はり札、立看板、幕、のぼり旗、アドバルーンは除く	
許可を受けた屋外広告物の設置をやめ、除却したとき	・・・除却・滅失届
許可を受けた屋外広告物に内容の変更が生じたとき	・・・許可申請（変更）
許可期間満了後も屋外広告物を引き続き表示するとき	・・・許可申請（更新）
※許可期間満了の10日前まで	

12. 安全点検

更新の許可申請時には、有資格者による点検及び安全点検報告書の提出が必要です。

■ 点検の対象

屋上広告物、壁面広告、広告塔、広告板、電柱類広告、そで看板、下げ看板、アーチ
 ※はり紙、はり札等、立看板等、幕、のぼり旗、アドバルーンと許可不要の広告物は対象外です。

■ 点検者の資格

屋外広告士

一級・二級・木造建築士（建築士法第2条第1項に規定する建築士）

都道府県・指定都市・中核市が実施する「屋外広告物講習会」の修了者

（一社）日本屋外広告業団体連合会が開催する「屋外広告物点検技能講習」

「広告美術仕上げに係る」職業訓練指導員・技能検定合格者・職業訓練修了者

点検の結果、異状がみつきり、すぐに修繕が必要な広告物は更新申請できません。
 修繕もしくは撤去後、許可期間満了日の10日前までに更新許可申請を行ってください。

申請書等	添付書類
事前協議書	<input type="checkbox"/> 下記許可申請書（新規及び変更）の添付書類 <input type="checkbox"/> 現況のカラー写真
許可申請書 （新規及び変更）	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 表示内容、形状、寸法、色彩等に関する図面 <input type="checkbox"/> 他人が所有する場所等を利用する場合は、その承諾書等 <input type="checkbox"/> 他法令による許可等があった場合は、その書面の写し ※変更の場合は、内容に変更のないものは省略可能
許可申請書（更新） はり紙、はり札等、立看板等、幕、 のぼり旗及びアドバルーン	<input type="checkbox"/> 現状のカラー写真（申請前1か月以内に撮影したもの）
許可申請書（更新） はり紙、はり札等、立看板等、幕、 のぼり旗及びアドバルーン以外の 広告物	<input type="checkbox"/> 安全点検報告書（更新の申請前2か月以内に実施したもの） ※点検をした箇所のカラー写真及び資格を証明する書類を添付
完了届書	<input type="checkbox"/> 表示（設置）状況がわかるカラー写真
除却・滅失届書	<input type="checkbox"/> 除却・滅失後の状況がわかるカラー写真

13. 手数料・許可期間一覧

屋外広告物の許可には手数料が必要です。申請後に「納入通知書」を交付しますので、指定期日までに金融機関で納入してください。

種類	単位	手数料	許可期間 (最長)
広告板 広告塔 壁面広告 そで看板 屋上広告物	表示面積	1㎡以下のもの	400円
		1㎡を超え、3㎡以下のもの	800円
		3㎡を超え、6㎡以下のもの	1,200円
		6㎡を超え、10㎡以下のもの	1,600円
		10㎡を超えるもの	1,600円 + 1㎡ごとに 200円加算
電柱類広告	1個	400円	3年 (木製：1年)
下げ看板	1個	200円	
アーチ	1個	3,000円	
はり紙	50枚	300円	
幕・のぼり旗	1枚	500円	
アドバルーン	1個	2,700円	1ヶ月
立看板	1枚	200円	4ヶ月
はり札	1枚	100円	1年 (木製：6ヶ月)

※照明装置や発光装置付きのものは手数料の金額が1.5倍になります。

14. 違反に対する措置

違反広告物を表示するなど、屋外広告物条例に違反した場合は、許可の取消しや、改修・移転・撤去等の措置が命じられます。この命令に応じない場合は、氏名等の公表や、屋外広告物の強制撤去をすることがあります。また、罰金が適用されることがあります。

違反広告物とは

- ・禁止広告物
- ・禁止物件に表示された屋外広告物
- ・必要な許可を受けずに表示された屋外広告物
- ・許可の条件の違反や、管理義務・除却義務を怠った屋外広告物

はり紙・はり札等でお困りの方へ

建物の壁や塀等に、はり紙やはり札等を貼られてお困りの方は、市役所都市計画課へご相談ください。撤去（簡易除却）できる場合があります。

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町 1-1
 弘前市 都市計画課 電話 0172-34-3219 FAX 0172-35-3765
 メール toshikeikaku@city.hirosaki.lg.jp

令和2年4月発行